

過労死等防止対策推進法案 新旧対照表

○厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)(附則第三項関係)

(傍線部は改正部分)

改正案	現行
<p>(所掌事務)</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十六 (略)</p> <p>四十七 政府が管掌する労働者災害補償保険事業に関すること。</p> <p>四十七の二 過労死等防止対策推進法(平成二十六年法律第 号)第七条第一項に規定する大綱の作成及び推進に関すること。</p> <p>四十八 百十一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置)</p> <p>第六条 本省に、次の審議会等を置く。</p> <p>(略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>独立行政法人評価委員会</p> <p>がん対策推進協議会</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十六 (略)</p> <p>四十七 政府が管掌する労働者災害補償保険事業に関すること。</p> <p>〔新設〕</p> <p>四十八 百十一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置)</p> <p>第六条 本省に、次の審議会等を置く。</p> <p>(略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>独立行政法人評価委員会</p> <p>がん対策推進協議会</p>

肝炎対策推進協議会

中央最低賃金審議会

労働保険審査会

過労死等防止対策推進協議会

中央社会保険医療協議会

社会保険審査会

(過労死等防止対策推進協議会)

第十三条の二 過労死等防止対策推進協議会については、過労死等防止対策推進法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

肝炎対策推進協議会

中央最低賃金審議会

労働保険審査会

〔新設〕

中央社会保険医療協議会

社会保険審査会

〔新設〕

○アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）（附則第四項関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（厚生労働省設置法の一部改正）</p> <p>第七条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第六条第二項中「<u>過労死等防止対策推進協議会</u>」を「<u>過労死等アルコール健康障害対策関係者会議</u>」に改める。</p> <p>第十三条の二の次に次の一条を加える。</p> <p>（アルコール健康障害対策関係者会議）</p> <p>第十三条の三 アルコール健康障害対策関係者会議については、アルコール健康障害対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p> <p>（略）</p>	<p>附則</p> <p>（厚生労働省設置法の一部改正）</p> <p>第七条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第六条第二項中「<u>労働保険審査会</u>」を「<u>労働保険審査会アルコール健康障害対策関係者会議</u>」に改める。</p> <p>第十三条の次に次の一条を加える。</p> <p>（アルコール健康障害対策関係者会議）</p> <p>第十三条の二 アルコール健康障害対策関係者会議については、アルコール健康障害対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p> <p>（略）</p>